

公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成26年4月24日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	埴秀二
久留米市監査委員	秋吉政敏
久留米市監査委員	塚本篤行

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項 件数	意見 件数
秘書室		平成26年2月19日 ～3月31日	0	0
出納室			0	0
議会事務局	総務課、議事調査課		2	0
選挙管理委員会事務局			0	0
公平委員会事務局			0	0
農業委員会事務局			1	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成25年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【議会事務局】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

〔現金取扱事務〕

出納員に任命されている者に対し、その身分を証明する証票（出納員証）が交付されていないものがある。

〔交際費事務〕

交際費の支出において、支出伺と支払証明書の金額が一致しないものがある。

## 【農業委員会事務局】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

〔交際費事務〕

先進地視察のための土産代について、購入より後に、会長交際費支出伺いの決裁が行われているものがある。

### 意 見

#### 《財務監査》

〔旅費支給事務〕

食事が提供される会合等へ参加負担金がある場合について、旅費に関する規定上、必要となる減額調整がなされていないものがある。

また、食事等に関する公費負担については、市民から誤解等を招くことのないよう留意する必要があるので、支出の妥当性について十分に検討されたい。

# 出資団体監査報告（１）

（財団法人 久留米市開発公社）

## 第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
財団法人 久留米市開発公社	平成 26 年 2 月 13 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	1	0

\*なお、当法人はH 26.4.1付けで一般財団法人に移行している。

## 第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成 24 年度事業及び平成 25 年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員 秋吉 政敏 及び 塚本 篤行は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、除斥とした。

## 第３ 出資の内容

### 1 出資の名称

財団法人久留米市開発公社 出えん金

### 2 設立（出資）の目的

本公社は、久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のために必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することとを目的とする。

### 3 基本金及び市出資金（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(1) 基本金 1,800,000 円

(2) 市出資金 1,800,000 円

## 第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

決算書の作成過程等において、財務事務に関する必要な手続きをとることなく予算額が変更されるなど、組織的な点検体制の不備と遺漏による不適切な事務が見られる。適正な財務事務のための組織的管理の徹底が強く求められていることから、改めて、内部統制の確立とその確実な実行に取り組まれない。

# 出資団体監査報告（２）

（財団法人 久留米市体育協会）

## 第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
財団法人 久留米市体育協会	平成 26 年 2 月 13 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	1	0

## 第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成 24 年度事業及び平成 25 年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第３ 出資の内容

### 1 出資の名称

財団法人 久留米市体育協会 出えん金

### 2 設立（出資）の目的

本財団は、すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### 3 基本金及び市出資金（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- (1) 基本金 100,000,000 円
- (2) 市出資金 85,000,000 円

## 第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

基本財産の運用として、基本財産額を超える価額の国債を取得し、その超えた額については費用として支払手数料で支出している。前回の監査において、不正防止の観点からも国債等の購入に関する基本的事項については組織として熟知しておくことの必要性を指摘したところであり、運用にあたっては、適正な取扱いとなるよう再度見直しを図られたい。

# 出資団体監査報告（ 3 ）

（公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター）

## 第 1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター	平成 2 6 年 2 月 1 3 日 ～平成 2 6 年 3 月 3 1 日	1	0

## 第 2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成 2 4 年度事業及び平成 2 5 年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第 3 出資の内容

### 1 出資の名称

公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 出資金

### 2 設立（出資）の目的

本法人は、久留米地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

### 3 基本金及び市出資金（平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在）

（ 1 ）基本金 2 0 , 1 2 3 , 0 0 0 円

（ 2 ）市出資金 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円

## 第 4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

平成 2 4 年度決算書財産目録の引当預金において、定期預金とすべきところを、普通預金に含めて記載しているものがある。残高証明書と財産目録との十分な照合確認など、適切な管理・点検体制の構築に努められたい。

# 財政援助団体監査報告

(公益財団法人 久留米文化振興会)

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米文化振興会	平成26年2月13日 ~平成26年3月31日	1	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度及び平成25年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 財政援助の内容

### 1 財政援助の名称 (所管部局)

公益財団法人久留米文化振興会 補助金 (市民文化部)

### 2 財政援助の目的

久留米市民や文化芸術団体等が行う文化芸術にかかる事業等に対して補助金を交付することにより、久留米市の文化芸術の振興に資することを目的とする。

### 3 財政援助の額(平成24年度決算)

久留米市補助金 271,408,000円

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

財務諸表のひとつである正味財産増減計算書内訳表において、事業ごとの内訳を誤って記載しているものがある。

### 意 見

当振興会に対する補助金において、交付申請時の補助対象事業と、実績報告書における実施事業の対象範囲や事業額に、一部相違等が見られる。補助対象事業に係る変更等については、市との間で合意がなされているとのことだが、補助金等交付事業として必要な関係文書が整理されていない。補助対象事業の範囲のとらえ方や、許容しうる変更が必要となった場合などの手続について、両者間で改めて確認し、事跡となる文書を整理するなど、補助金制度の適正な運用を図るよう取扱いを検討されたい。